

○ 政策目標5－2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

1. 政策目標の内容

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場です。この点につき、第193回国会における内閣総理大臣施政方針演説は「自由貿易の旗手として、公正なルールに基づいた、21世紀型の経済体制を構築する」としています。さらに、「日本再興戦略2016」を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続きの国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の促進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続きの改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。さらに、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組みにおいて、税関手続きの国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

貿易大国である我が国としては、技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組を通じて、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みます。

2. 関連する内閣の基本的な方針

- 「第193回国会 総理大臣施政方針演説」（平成29年1月20日）
- 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「インフラシステム輸出戦略」（平成28年5月23日改訂）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）

3. 当該政策目標に係る施策

政5-2-1 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2 税関分野における貿易円滑化の推進

4. 目標達成のための取組

(1) **政5-2-1** : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

① 政5-2-1の取組内容

財務省としては、平成29年度も、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。財務省としては、こうした政府全体の取組みに、主に關税制度・通關制度を所管する立場から貢献していきます。

ケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議において、情報技術協定（用語集参照）の品目拡大交渉の妥結など一定の成果がありました（平成27年12月）。

G20首脳会議（杭州）では、ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の残された課題を交渉の優先事項として進め、平成29年12月にアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催が予定されている第11回閣僚会議に向けて取り組むことが合意されました（平成28年9月）。財務省としては、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に貢献していきます。

平成29年2月には、ドーハ・ラウンド交渉の一分野である貿易円滑化協定が発効しました。同協定の発効により、税関手続等の透明化・迅速化等を通じ、世界的な貿易の円滑化に向けた大きな効果が期待できます。今後、財務省としても、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、平成29年3月現在、20か国との間で16の経済連携協定（EPA）（用語集参照）が署名又は発効済みです。TPP協定（用語集参照）は、平成28年12月に国会で承認され、整備法案が可決・成立しました。関係政省令の整備を経て、平成29年1月20日、同協定の国内手続の完了に関し、協定の寄託国であるニュージーランドに通報を行いました。

数年間の交渉を経てTPP協定に結実した新たなルールは、21世紀型の経済体制のスタンダードであり、今後の経済連携の礎となるものです。

我が国はこの成果を基礎として、日EU・EPA（用語集参照）のできる限り早期の大枠合意を目指すとともに、RCEP（用語集参照）などの枠組みが野心的な協定となるよう経済連携交渉をリードしていきます。

「日本再興戦略2016」においても、「日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA

(用語集参照)などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指すこととしています。

こうした政府全体の方針を踏まえ、引き続き関税制度・通関制度を所管する立場等からこうした交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めることで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況（平成29年2月現在）

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi/shinchoku.pdf>

② 政5-2-1に係る測定指標

○ [主要] 《定性的》測定指標政5-2-1-B-1

(多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進)

WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉結果や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を指標とします。

③ 政5-2-1に係る参考指標

○参考指標1 「日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合

【再掲（総5-2）（1）】

○参考指標2 「EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」

(2) **政5-2-2**：税関分野における貿易円滑化の推進

① 政5-2-2の取組内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の促進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。「インフラシステム輸出戦略（平成28年度改訂版）」において技術協力が政府の重要政策の一つと位置付けられたことや、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）の途上国における円滑な実施を支援する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めています。

A 途上国の税関行政近代化への取組

開発途上国における税関行政の近代化を通じ、貿易円滑化を図るとともに、安全・安心な社会を実現する見地から、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を中心とした関税技術協力をしています。具体的には、日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等を行っています。

税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、限られた人員・予算の中、より効果的・

効率的な関税技術協力を実施するためには、中期的な戦略が必要であり、①安全・安心な社会の実現、②日系企業の海外展開の側面支援のためのビジネス環境整備、③WTO貿易円滑化協定の批准及び実施の促進、④各国との関係構築の4つを優先支援分野としております。

①については、特に重点を置いており、これまでよりも増加させて全体の半分程度のリソースを投入していきます。特にWCOが実施しているセキュリティの向上に係る世界的な施策については、人的・資金的な貢献を強化してまいります。また、②については、多くの途上国で知的支援が期待される輸入事後調査（用語集参照）やリスクマネジメントに係る支援を引き続き昨年と同水準で実施して行ってまいります。また、日本の支援によりベトナムに続き、平成28年11月にミャンマーで稼働した日本型通関システム（NACCS）により通関に要する時間の短縮が図られました。これらのシステムの着実な運用と活用を支援し、両国における通関時間の短縮や利用件数増加等による更なる貿易円滑化を図る支援を行ってまいります。③のWTO貿易円滑化協定については、開発途上国の多くは、その実施に困難を抱えており、技術支援の世界的なニーズが増々高まっております。WCOではこうしたニーズに対応するための支援策を平成26年6月より実施しておりこれまでに世界中で約350のワークショップ等を実施しており、我が国も人的・資金的貢献を行っております。今後とも、グローバルな貿易円滑化を推進するため、こうしたWCOの支援策への貢献を行ってまいります。

B 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みであるASEM（用語集参照）等の枠組みについても、貿易円滑化を推進する観点から積極的に活用します。

平成29年度のAPECにおける我が国の取組としては、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国的能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献してまいります。

ASEMでは、ASEM関税局長・長官会合（平成27年10月、ゴア（インド）開催）において、平成28年－平成29年の税関分野における優先活動項目を含む「ゴア宣言」を取りまとめ、その中で我が国は、AEON制度（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）に関する取組のアジア側コーディネーターを務めることとし、ASEM域内における貿易・渡航円滑化の促進に引き続き貢献してまいります。

EUとの間では、平成29年1月に日EU税関協力合同委員会（JCCC）を開催し、今後も同会議でAEON相互承認の利用促進等について議論をしていくこととしています。

日中韓3か国関税局長・長官会議においては、平成23年11月開催の第4回にて

策定された「日中韓3か国税関の協力に係る改定行動計画」に基づき、(A)知的財産権の保護、(B)税関取締及び密輸情報の交換、(C) A E Oの相互承認、(D)税関手続及び貿易円滑化、(E)人材育成の強化、(F)国際フォーラム（WTO、WCO、ASEAN10+3、APEC、ASEM等）における協力の6分野において、3か国税関当局の協力強化の取組を進めています。平成27年10月に開催された日中韓税局長・長官会議においては、上記分野における当局間の協力の重要性が再確認され、その結果を踏まえ、平成28年度は、密輸情報、知的財産、A E O等、様々な分野における実務レベルの協力を推進しました。また、平成28年11月に日韓税関協力会議を開催し、両国税関の更なる協力強化について意見交換を行いました。引き続き、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、二国間及び3か国間の良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

C E P Aにおける取組

我が国が締結したE P Aにおいては、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のE P A交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定を盛り込むことにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。

D 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換等の相互支援や、また、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を定めた政府間協定（税関相互支援協定）（用語集参照）及び税関当局間取決めを、EU及びその加盟国や、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の国等と締結しています。平成28年度には新たにノルウェーと締結し、締結国・地域は18か国（地域）となりました。今後も情報交換ネットワークの拡大等に向け、これまで締結に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域の国も含め、各国との締結に向け努力していきます。

さらに、これまで発効・署名しているE P Aのうち、多くの二国間協定及びTPP協定には、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれています。平成28年度には新たに日・モンゴルE P Aを締結し、締結国は16か国となりました。今後のE P A交渉においても、必要に応じて同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

② 政5-2-2に係る測定指標

○ [主要] <定量的>測定指標政5-2-2-A-1

(税関相互支援協定等の締結数)

(単位:国・地域)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
締結数	26	28	30	31	34

(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当)調

(注1) 各年度末における累計。

(注2) 締結数には、税関相互支援協定、税関当局間取決め及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているEPAを計上。また締結数には署名済みのものを含む。

○<定性的>測定指標政5-2-2-B-1

(税関分野における貿易円滑化の推進)

税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を指標とします。

③ 政5-2-2に係る参考指標

○参考指標1 「改正京都規約(税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)

(平成18年2月発効)(用語集参照)に係る締約国数」

○参考指標2 「研修・セミナーの実施状況(関税技術協力)」